

秋田県健康環境センター「研究機関における公的研究費の管理・監査 ガイドライン」等に基づく管理等実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県健康環境センター（以下「健環センター」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月18日 文部科学大臣決定。令和3年2月1日改正。）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」に基づき、公的研究費の適正な管理及び研究活動における不正行為の防止に向けて必要な体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「公的研究費」とは、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人等の配分機関（以下「配分機関」という。）が行う補助事業費、助成事業費、科学研究費助成事業費による競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 「研究活動」とは、研究資金の如何を問わず、健環センターで行う研究活動をいう。

3 「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び公的研究費の使用における次に掲げる行為をいう。

一 捏造

存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。

二 改ざん

研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

四 公的研究費の不正使用

実体を伴わない謝金及び給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体を伴わない旅費を支払わせること並びに補助事業における交付決定の内容に反する支出をすることなど、法令及び関係規則・関係規程に違反する経費の使用を行うこと。

4 「コンプライアンス教育等」とは、不正を事前に防止するために、構成員（次条に規定する構成員をいう。）に対し、構成員自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任及び自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育及び研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育をいう。

(行動規範)

第3条 健環センターに所属する研究職員、事務職員、技術職員及び非常勤職員を含むすべての構成員（以下「構成員」という。）は、秋田県職員としての高い倫理観を保持し、「県民の保健衛生の向上」、「化学物質による健康被害の防止」及び「環境の保全」等に寄与する活動をする

ものとする。

- 2 構成員は、法、条例並びに健康センターが定める要綱等を遵守するものとする。
- 3 研究活動に従事する構成員は、次に掲げる事項に留意して研究の責任ある遂行に努めなければならない。
 - 一 社会ニーズを十分に把握するとともに、その解決・実現に資する研究活動を行うこと。
 - 二 研究活動の立案や提案にあたっては、既往の研究業績を十分に把握するとともに、他者のアイデアや手法を引用する場合には、その独創性・新規性を尊重し、発表にあたっては、参照文献として必ず注釈又は掲載すること。さらに自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認し明確化すること。
 - 三 研究活動の準備や遂行にあたっては、環境や安全に配慮するとともに、生命倫理を尊重し、誠実に行うこと。特に各種材料や機械装置の使用に際しては、法、条例及び健康センターが定める要綱等を遵守して安全管理に努めること。また、研究活動の結果生じた廃棄物等については、責任を特って管理と処分を行うこと。
 - 四 研究活動の準備や遂行にあたっては、研究の信頼性の確保と客観性の維持のため、研究に関わるアイデアや操作・過程及びそのデータなどを日付の入った研究記録ノートを作成するとともに、関連する情報も適切に管理を行うこと。また、研究活動終了後においても、これを適切に管理し、研究内容の自己点検や組織内部の点検及び外部からの照会に対して誠実に対応できるようにすること。
 - 五 研究成果については、企業支援に必要な知財の取得や研究対象企業への技術移転又は外部発表によって社会に還元すること。
 - 六 前号の規定による研究成果の社会への還元にあたっては、前条第3項に規定する不正行為を行わないこと。
 - 七 公的研究費の執行にあたっては、第7条の規定を遵守すること。

第2章 組織体系

(最高管理責任者)

- 第4条 機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理及び研究に関する不正行為の防止について、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、所長が当たるものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、次条及び第6条に規定する統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びその他の構成員が責任を持って公的研究費の執行・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮するものとする。
 - 4 最高管理責任者がその責務を果たすことに支障がある場合は、総務企画室長が最高管理責任者を代理するものとする。

(統括管理責任者)

- 第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の執行・管理及び研究に関する不正行為の防止について、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）として、総務企画室長があたるものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策（以下「不正防止計画」という。）を策定するとともに、計画の実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、不正防止を図るため、各部内の公的研究費の執行・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育等を実施するとともに、受講状況を管理監督する。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 各部内における公的研究費の執行・管理及び研究に関する不正行為の防止について、実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）とするものとして、各部長が当たり、必要に応じて、当該部の班長等が代理するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、次に掲げる責務を負う。

一 不正防止計画を実施し、その状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

二 構成員が、適切に公的研究費の執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

第3章 研究費の適正な執行管理の原則

（公的研究費に係る事務処理手続き）

第7条 公的研究費の執行・管理の事務処理等については、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）、職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田県条例第63号）、その他の秋田県が定める条例、規則、要綱、通知等に従うものとする。

2 公的研究費は交付決定条件に従って執行するものとし、このうち間接経費の取扱いは、研究環境の改善及び質の向上などの制度の趣旨を踏まえ、健環センターでは施設・設備の整備費及び光熱水費等の運営経費に充てるものとする。

（研究データの整理と保存）

第8条 研究活動によって生じた研究データは、研究成果等に対する第三者による科学的根拠に基づく検証の可能性を担保できる方法で各構成員が整理し、保存するものとする。

2 研究データの保存方法、期限は、研究分野の特性、権利を主張する知的財産の存続期間その他の実情に合わせ、当該研究終了から原則5年を下回らない範囲で、研究データ毎に各構成員が設定するものとする。ただし、当該情報等の取扱いについて別段の定めがある場合はその限りでない。

（構成員の意識向上等）

第9条 統括管理責任者は、構成員に必要なコンプライアンス教育等を定期的に受講させるものとし、構成員は、これを受講するものとする。

2 統括管理責任者は、前項に規定するコンプライアンス教育等を実施したときは、受講した構成員から教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（様式第1号）を提出させ、保管するものとする。

（業者からの誓約書）

第10条 統括管理責任者は、公的研究費の執行に当たり取引がある業者に対して、健環センターが関係する入札の執行、契約の履行等に関与する者から、不正に関与しないこと等を明記し

た誓約書（様式第2号）を提出させるものとする。

- 2 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月1日）等に基づき、競争入札の参加資格申請において、当該資格を有する者は、前項の誓約書（様式第2号）に相当するものの提出があったものとみなすものとする。
- 3 不正な取引を行った業者への対応は、前項の要綱等秋田県で定める諸規則に従うものとする。

第4章 通報等の取扱

（通報窓口の設置）

第11条 最高管理責任者は、不正行為等に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）及び公的研究費の使用に関する規程等に係る機関内外からの意見を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を次により設置するものとする。

秋田県健康環境センター 総務企画室

住所：〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番6号

電話：018-832-5005 ファクシミリ：018-832-5938

電子メール：b10266@pref.akita.lg.jp

- 2 通報等を行う者（以下「通報者」という。）からの通報等は、前項の通報窓口で受け付けるものとする。
- 3 通報等は、原則として、通報者の氏名、所属、住所若しくは居所及びに不正行為等の存在を、それらの客観的な根拠（身分を証明できるものの提示と、不正行為等の存在の客観的根拠の提示又は提供）とともに示すものとする。ただし、通報者はその後の調査等において、氏名等について匿名を希望することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、匿名による通報等が不正行為等の存在を客観的な根拠とともに示されたものである場合は、前項の通報等の条件を満たすものとする。
- 5 職員等からの通報処理に関する要綱（平成18年4月1日）第4条第3項の（通報）が規定する通報の窓口で受け付けられたものであって、健康センターに連絡又は照会があったものは、その連絡又は照会があった時をもって、第3項又は前項の通報等とみなすものとする。
- 6 会計検査院や学会等の外部機関からの不正行為等の疑いの指摘は、第3項の通報等とみなすものとする。
- 7 報道機関等からの不正行為等の疑いの指摘は、第3項の通報等とみなすものとする。
- 8 インターネット等の情報交換の場において、健康センターの不正行為等の疑いが掲載されていることを通報窓口が知ったときは、その時をもって、その掲載内容を第3項又は第4項の通報等とみなすものとする。

（通報等の報告）

第12条 通報窓口で通報等を受け付けた場合、その内容を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

（通報者等の取扱い）

第13条 最高管理責任者は、通報等についての調査結果を公表するまで、通報者及び通報内容並びに通報内容に係る関係者の存在の秘密を守るとともに、調査過程における秘密保持を徹底するものとする。

- 2 最高管理責任者は、通報等に対する調査並びに審査が完了するまで、通報者又は通報内容に係る関係者に不利益が及ばないようにするものとする。
- 3 最終的に不正行為等が認められなかったときは、何人も、通報者又は通報内容に係る関係者に不利益な扱いを行わないものとする。最高管理責任者は、必要に応じてこれらの者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

第5章 不正行為等への対応

(予備調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、第12条に係る報告（以下「通報等の報告」という。）を受けたときは、速やかに統括管理責任者及びコンプライアンス責任者と情報の共有を図るとともに、次に掲げる者で構成される予備調査委員会を速やかに組織するものとする。なお、通報者及び通報等に係る該当者その他調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）が、統括管理責任者又はコンプライアンス責任者のいずれかであるときは、その者を予備調査委員会から除斥することができる。

- 一 統括管理責任者
- 二 コンプライアンス推進責任者
- 三 その他、必要と認めて最高管理責任者が指名する者

- 2 予備調査委員会は、速やかに通報等の報告に係る事案を受理することが妥当であるか否かの確認を行い、予備調査を実施するか否かの判断を行うものとする。なお、当該判断をするにあたり、予備調査委員会は、調査対象者から意見を聴くことができる。
- 3 前項において予備調査を実施する判断をした場合、予備調査委員会は、通報等の信憑性、通報内容の合理性などの本調査の必要性について調査を行い、通報等を受けた日から30日以内に本調査の実施の要否を決定するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第12条の通報等の報告及び前項の規定による調査の実施の要否を、直ちに配分機関及び所管課（以下「関係機関」という。）に報告するものとする。ただし、第13条の遵守が妨げられるおそれがあるときは、その報告の内容の全部又は一部を制限することができる。
- 5 最高管理責任者は、第3項の規定に基づき本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨とその理由を通報者に通知するものとする。
- 6 予備調査委員会は、次条に規定する調査委員会の設置を待つて解散するものとする。

(調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、予備調査委員会が前条第3項の規定に基づき本調査を実施するを決定したときは、速やかに調査委員会を組織し本調査を実施するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会の公正かつ透明性を確保する観点から、関係機関と協議し、調査委員会委員の過半数は健康センターに属さない外部委員で構成するものとする。ただし、調査対象者が最高管理責任者、統括管理責任者又はコンプライアンス責任者のいずれかであるときは、その者を調査委員から除斥しなければならない。

- 一 統括管理責任者

二 コンプライアンス推進責任者

三 その他関係機関と協議し決定した者

- 3 最高管理責任者は、調査委員会を設置した後、調査対象者に委員の氏名及び所属等の情報を含む調査委員会の構成を通知するものとする。
- 4 調査対象者は、調査委員の構成に疑義があるときは、前項の通知から 7 日以内に異議を申立てることができるものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の異議が妥当であると認められるときは、異議に該当する委員を変更することができるものとする。
- 6 調査委員会は、第 23 条の調査結果の報告（第 17 条第 6 項により調査案件を複数の独立した事案に分けて認定したときは、最後の報告）をもって解散するものとする。

（調査委員会に係る守秘義務）

第 16 条 予備調査委員会及び調査委員会の委員、その他本要綱に基づき不正行為等の調査に関係した者は、その職務に関して知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、第 25 条に規定する調査結果の公表並びに第 33 条の規定により、法的措置を講じる場合はこの限りでない。

（調査）

第 17 条 調査委員会は、調査方針及び調査方法等について明確にするとともに、関係機関と連携しながら調査に取り組むものとする。

- 2 調査委員会は、通報等に係る内容について、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について調査するものとする。この場合において調査委員会は、調査対象者が関与する他の事案においても不正行為等の有無等について調査すべきと思料する場合は、その事案について調査を行うことができるものとする。
- 3 調査委員会は、調査対象者に対して事情聴取、関係資料の提出、事実の証明その他調査に必要な事項を求めることができるものとする。
- 4 調査委員会は、健環センターが所管する資料等であって調査に必要なあらゆるものを調査することができるものとする。
- 5 調査委員会は、調査対象者に対して調査の対象となっている事案に関係する公的研究費の執行停止及び研究活動の停止を要求することができるものとする。ただし、この要求は、必要最小限に止めなければならない。
- 6 調査委員会は、調査案件が複数の独立した事案に分類できるなどの特段の事情があるときは、それぞれの事案毎に調査し、第 20 条に規定する認定を行うことができるものとする。

（調査への協力等）

第 18 条 調査対象者は、調査委員会による調査に協力するものとし、誠実に対応するものとする。健環センターの職にあった者は、退職後においても同様とする。

- 2 調査に必要な情報若しくは資料等を知っている者は、調査委員会からの求めに応じその調査に協力するものとする。
- 3 前条第 5 項に規定する公的研究費の執行停止、研究活動の停止の要求を受けた調査対象者は、共同研究相手等の影響にも十分配慮し、誠実に対応するものとする。

（図利加害目的の通報）

第 19 条 調査委員会は、その調査の過程において通報等が図利加害目的（不正の利益を得る目

的又はその保有者等に損害を加える目的その他の不正の目的)で、あったと判断した場合であって、相当の調査を行っても不正の事実が見いだされないときは、その調査を中止することができる。ただし、図利加害目的の通報等であるとの判断を行う場合、調査委員会は通報者に弁明の機会を与えるものとする。

(認定)

第20条 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について認定し、最高管理責任者に答申するものとする。

2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに関係機関に報告するものとする。

3 前条における図利加害目的の通報等であると認定された場合についても、速やかに関係機関に報告するものとする。

4 調査委員会は、第15条第3項の通知が発せられた日から7日を経過するまでは、第1項に基づく認定をしてないものとする。

(調査結果の通知)

第21条 最高管理責任者は、調査委員会からの前条及び次条の答申に基づき、調査対象者及び通報者に対して調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第22条 調査対象者は、前条の調査結果の通知から7日以内に限り、最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。ただし、一の通報等に係る調査結果に対して、同一証拠を用いて同一趣旨の不服を申し立てることはできない。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、調査委員会にその内容を審査させるものとする。

3 調査委員会は、前項の審査において再調査の必要性を認めた場合、再調査を行うものとする。この場合において、最高管理責任者は、不服申立ての内容が新たに専門性を要すると判断した場合は、委員を交代若しくは追加することができるものとする。

委員を交代若しくは追加した場合は、調査委員会の公正性を保つため、第15条第2項から第5項までの規定を準用する。

4 調査委員会は、前項の再調査を行う場合、その開始から30日以内に調査内容の認定をし、最高管理責任者に答申するものとする。

(調査結果の報告書)

第23条 調査委員会は、第21条による調査結果通知の後、調査対象者から有効な不服申立てがなく、その内容が確定した場合、証拠となる書類も含む最終報告書を作成し、最高管理責任者に提出するものとする。

(調査結果に対応した措置)

第24条 最高管理責任者は、前条による報告書に基づき、その調査結果を調査対象者及び関係機関に通知するものとする。

2 最高管理責任者は、原則として通報等を受けた日から210日を経過する前までに、関係機関に対して調査結果、不正発生要因及び競争的資金等における管理・監査体制の状況並びに再発

防止計画等を記載した最終報告書を提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、中間報告書を関係機関に提出するものとする。

3 前項のほか、最高管理責任者は、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告書を関係機関に提出することができるものとする。

4 最高管理責任者は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、関係機関による当該事案に係る資料の閲覧及び現地調査に応じるものとする。

(調査結果の公表)

第25条 最高管理責任者は、速やかに調査結果等を公表するものとする。ただし、正当な理由により非開示とする必要があると認めた場合はこの限りでない。調査結果等を公表する場合において、特に非開示とする必要があると認められる内容については、その公表の全部又は一部を制限することができるものとする。

2 最高管理責任者は、社会的影響が大きい事案の場合又は調査事案が外部に漏洩した場合は、第16条の規定にかかわらず、調査の途中であっても、必要に応じてその中間報告として公表することができるものとする。

(委員会の事務)

第26条 予備調査委員会及び調査委員会に関する事務は、第11条の通報窓口を所掌する部署で行うものとする。

第6章 モニタリング

(内部監査)

第27条 公的研究費の適正な管理のため、内部監査を実施するものとする。

2 健康センター内部監査は、県関係機関が行う「秋田県監査委員条例に基づく監査」並びに「会計管理者が行う会計事務検査」により行うものとする。

3 最高管理責任者は、前項の県関係機関が行う監査及び検査に協力するものとする。

4 最高管理責任者は、第2項の内部監査のほか、必要に応じて最高管理責任者が指名する者で組織した内部監査を行うものとする。

5 内部監査に関する事務の所掌は、総務企画室とするものとする。

6 内部監査の対象は、前年度に実施した研究活動又は今年度実施中の研究活動に係る公的研究費から選択するものとする。

7 内部監査は、会計書類の検査並びに購人物品の使用状況等に関し研究担当者からヒアリング等により確認するものとする。

8 内部監査を行った者は、その結果から不正行為等の存在が思料される場合、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、通報窓口に対して不正行為等に関する通報又は相談をするものとする。また、内部監査を行った者は、事務処理手続き並びに管理体制等が不正行為等の発生を十分に防いでいないと思料する場合、その問題点等について、最高管理責任者に報告するとともに、通報窓口に報告をするものとする。

9 内部監査の監査結果等については、コンプライアンス教育等の一環として、構成員へ周知するものとする。

(準用)

第28条 第18条（調査への協力等）の規定は、前条（内部監査）において準用する。

第7章 雑則

（最高管理責任者、統括管理責任者並びにコンプライアンス推進責任者の公表）

第29条 最高管理責任者は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名を公表するものとする。

（取り組みの公表）

第30条 最高管理責任者は、研究活動等の不正防止に関する取り組みについて、健康センターのホームページで公表するものとする。

2 最高管理責任者は、前項と同等の情報を健康センター内部のグループウェア等を用いて構成員に周知するものとする。

（公的研究費の返還）

第31条 最高管理責任者は、第23条の結果を考慮した上で、公的研究費の返還など必要な措置を関係機関と協議するものとする。

（懲戒処分等）

第32条 最高管理責任者は、第23条の結果を考慮した上で、懲戒処分など必要な措置を所管課と協議しなければならない。なお、懲戒等の手続については、「職員の懲戒の手続効果に関する条例」等の秋田県が定める諸規則に従うものとする。

（法的措置）

第33条 最高管理責任者は、前2条において悪質性が高いと判断された場合は、その法的措置について、所管課と協議するものとする。

（改定等）

第34条 最高管理責任者は、必要に応じて本要綱を改定するものとする。

2 この要綱に定めるものほか、この要綱の取扱いに関し必要な事項は健康センター所長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、「秋田県健康環境センター科学研究費補助金等取扱要綱」、「秋田県健康環境センター不正研究費の使用に係る調査の体制及び手続等に関する規程」は廃止する。

3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。